令和７年度保育士宿舎借り上げ支援事業　概要

保育士の新規採用、就業継続を図り、継続的かつ安定的な保育施設の運営を支援するために「保育士宿舎借り上げ支援事業」を実施いたします。

1.　対象施設

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業

2.　対象職員

市内の対象施設に勤務する、採用後５年以内の常勤保育士（施設長、園長等のぞく）

① 「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」（令和４年11月30日厚生労働省事務連絡）に定める保育士とみなすことができる保健師、看護師又は准看護師資格を有する者のうちいずれか１名についても補助対象とします。

② 同一人の継続利用は　５年度　とします。

③ 法人等が賃貸借契約した住居（宿舎）に住民登録を異動する必要があります。

④ 過去に市内の保育所等に勤務し、補助対象となっていた保育士が、市内の別の保育所等に転職した場合も補助対象とします。

経過措置

令和７年度に限り、以下の方は、補助対象になります。

- 令和２年度以前から本事業の補助対象となっている保育士が採用１０年目になる場合。
- 令和３年度から本事業の補助対象となっている保育士が採用９年目になる場合。
- 令和４年度から本事業の補助対象となっている保育士が採用８年目になる場合。
- 令和５年度から本事業の補助対象となっている保育士が採用７年目になる場合。
- 令和６年度から本事業の補助対象となっている保育士が採用６年目になる場合。

※ 令和８年度以降も、当該経過措置は継続される可能性があります。

3.　補助対象期間

対象職員が、法人等が賃貸借契約した市内の住居（宿舎）に入居している期間。

※　住民票の異動日が基準になりますので、必ず住民票を異動してください。）

（詳しくはＱ&Ａ Ｑ４をご覧ください。）

4.　対象戸数

原則１施設あたり３戸までですが、拡大措置があります。

（詳しくは別紙「対象戸数について」をご覧ください。）

5.　対象経費

賃借料・共益費（管理費）のみ

（契約時にかかる費用、更新料、保険料、駐車場代、自治会費等は対象外です。）

6.　補助額

対象経費（賃借料・共益費（管理費））から本人負担額を除いた額（補助基準額）に補助率を乗じた額が補助額となります（千円未満切り捨て）。

補助基準額は、１戸あたり月額 72,000 円を上限とします（詳しくは Q&A Q19 参照）。

	令和６年度補助率・補助額上限
新設園	補助率７／８（事業者負担１／８）⇒補助額：月額 63,000 円上限
既設園	補助率 13／16（事業者負担３／16）⇒補助額：月額 58,000 円上限

経過措置

令和２年度以前から補助対象となっている保育士が、令和６年度も引き続き補助対象となり同じ宿舎に居住している場合は、令和２年度の補助基準額（80,000 円）が適用されます。

本経過措置は国の規定変更等により、令和７年度以降に終了する可能性があります。

※　国及び県の要綱改正等により、補助基準額・補助率は変更となる可能性があります。

7.　昨年度からの変更点

	令和６年度	令和７年度
対象者	採用後６年以内の常勤保育士 同一人の継続利用は６年度まで （Q&A Q26～Q27 参照）	採用後５年以内の常勤保育士 同一人の継続利用は５年度まで

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、こども家庭庁が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様に御連絡いたします。

なお、令和８年度以降のさいたま市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします

【参考】「令和７年度保育関係予算案の概要　抜粋」（子ども家庭庁）

（２）保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】　市区町村（**保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要**）

【対　象　者】　採用された日から起算して５年以内の常勤の保育士
※　前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
≪見直し≫対象期間の段階的な見直し（６年→５年）を行う。
※一人一回限りの適用（やむを得ない事情により離職した場合を除く）とする要件の見直し

【補助基準額】　月額75,000円を上限として、市区町村別に１人当たりの月額（上限）の金額を設定
≪見直し≫補助基準上限額及び市区町村別の一人当たりの月額（上限）について見直し
※令和７年度から対象となる者について適用。
※令和６年度以前から対象となっている者については経過措置あり。

【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４